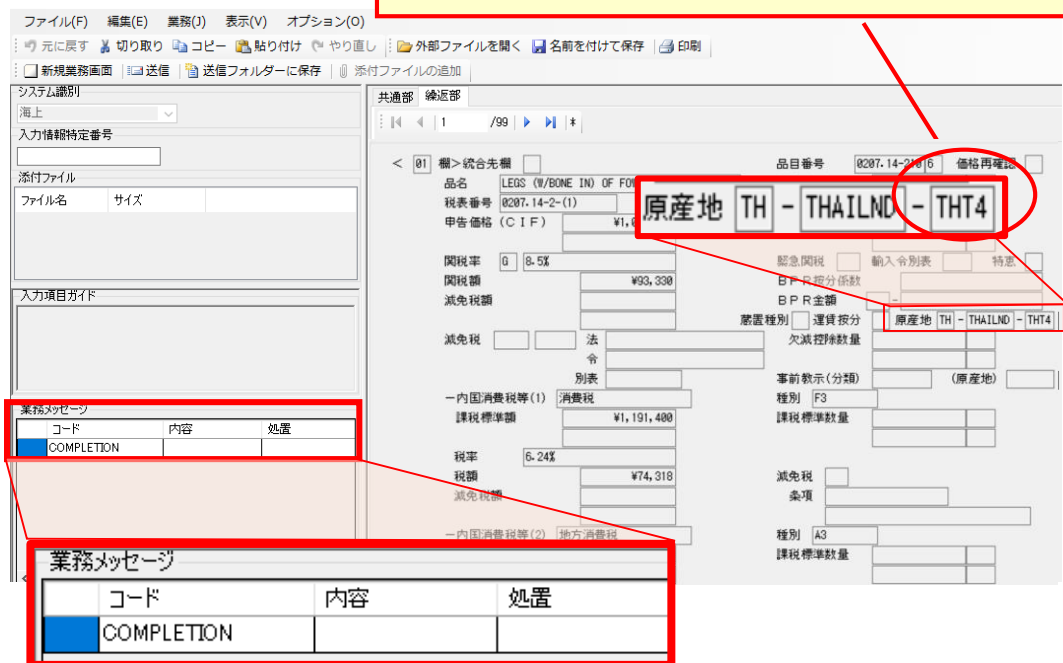


仕様変更前

IDA(輸入申告事項登録)業務等において、EPA税率が適用されない品目にも関わらずEPA適用時の原産地証明書識別が入力された場合、自動的にEPA税率以外の最も低い税率(WTO協定等)を適用しますが、注意喚起メッセージは出力されません。

EPA税率が適用されない品目にも関わらず、EPA適用時の原産地証明書識別を入力



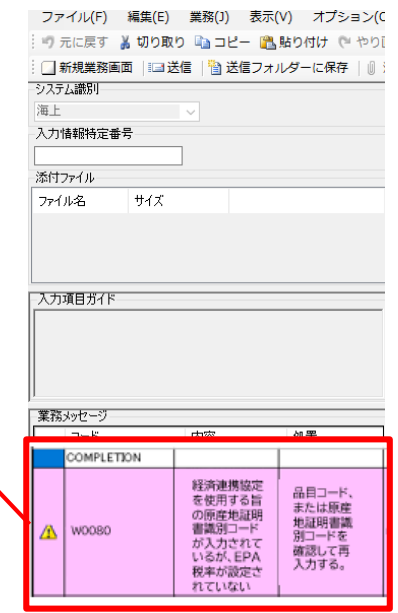
注意喚起メッセージは出力されない

仕様変更後

EPA税率が適用されない品目にも関わらずEPA適用時の原産地証明書識別が入力され、EPA税率以外の税率(国定税率やWTO協定税率)を適用した場合は、注意喚起メッセージを出力します。

【例】譲許品目であってもEPA税率以外(国定税率やWTO協定税率)がEPA税率よりも低い場合に出力される

COMPLETION	内容	処置
⚠ W0080	経済連携協定を使用する旨の原産地証明書識別コードが入力されているが、EPA税率が設定されていない品目である、EPA税率より優先して適用される税率が存在する、または適用期間外の輸入品目コードである。	品目コード、または原産地証明書識別コードを確認して再入力する。



注意喚起メッセージを出力

注意喚起メッセージの出力パターン

仕様変更前の実施業務		リリース後の実施業務	処理結果
		IDA	注意喚起メッセージ
IDA※ →	リリース	→ IDC	正常終了
IDA※ →		→ IDA	注意喚起メッセージ
IDA※ → IDC →		→ IDA01	注意喚起メッセージ
IDA → IDC → IDA01※ →		→ IDE	正常終了

※IDA業務またはIDA01業務について、EPA税率が適用されない品目にも関わらず、EPA適用時の原産地証明書識別が入力